

自立援助ホーム ゆめじ 平成30年度事業報告

1. ホームの概要

①施設種別 自立援助ホーム

②所在地 〒739-0651

大竹市玖波4丁目11番67号

③定員 男子6名

④職員構成

(1) ホーム長(ケアワーカー兼務) 1名 ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。

2. ケアワーカー 2名 子どものケア全般に関すること。

2. 基本方針

さまざまな課題を持ち入居をしてくる子どもたちが自分自身と向き合えるよう安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りに配慮し、子どもの自己表現を受け止め、適切な方向へ導く。

3. 支援方針

①個別化

それぞれの子どもの課題に気づき、子どもの課題や目標に合ったかかわり方を心掛けた。また、子どもの自立支援計画を策定し、それに基づく生活支援、学習支援等により、子ども一人一人に対し、最善の支援を行うよう努めた。

②就労支援

それぞれの子どもに応じて、アルバイト希望先への電話かけ方や履歴書の書き方等、適切な就労支援を行った。アルバイト先とは連絡を取り合い、連携を深めた。また、1人連携協定を締結した企業への就職が決まり、自立することができた。

③教育

高校退学経験がある2名の子どもが通信制高校に編入学できるようサポートし、現在、通学している。また、4月から通信制高校に新入学を希望する子どももいて、高校進学を希望する子どもが増えた。学習支援ボランティアの利用がなかったので、学習支援の在り方の検討が必要だと感じる。

④家族

家族関係の継続が可能な子どもについては保護者と定期的に連絡をとり、子どもと保護者の関係が切れないようにした。携帯電話を持った子どもについては家族とどのように連絡を取っているか子どもから話を聞き、把握に努めた。また、子どもと保護者との間にト

ラブルがあった際には介入し、調整を行った。2名の家族のホーム訪問があった。

4. アフターケア

連携協定した企業に就職した子どもについてはアフターケア担当者と連携を図り、支援を行っている。また、ホーム退居後から個人的なやり取りを行い、関係が切れないようにしている。ホームに入居している時からアフターケア事業のバレーに参加し、退居後に事業に参加しやすいようにすると共に、参加者となつなかりができるようにした。

5. 生活支援

①社会生活関係

(金銭管理)

自己管理を基本とし、自己管理が難しい子どもについては本人の同意を得て、ホームで管理を行った。自己管理をしている子どもについては、貯金がいくらあるかその都度聞いて把握に努めた。

(掃除・洗濯等)

ほとんどの子どもが自主的に行うことができた。きちんとできない子どもについては個別で声掛けし、必要に応じてケアワーカーと一緒に片付けるようにし支援した。

6. 入居

西部こども家庭センターからの一時保護委託を1名行った。入居については、積極的に受け入れ、入居前にケース会議を行うことで、関係機関と連携しやすいようにした。大竹市のショートステイについては利用がなかった。

7. 医療

全員、国民健康保険に加入してもらった。精神科通院の必要な子どもに関しては、自立支援医療の申請を行った。

8. 食事

子どもの希望を聞きながら、調理を行い、適温での食事提供を心がけた。また皆で楽しく食べるという環境をつくれるようにした。一緒に食べられない子どもについては冷蔵庫で保存を行い、いつでも食べられるようにし、少しでも食事摂取ができるように配慮した。

9. 権利擁護

子どもへの虐待、懲戒権の濫用を禁止し、子どもの最善の利益を優先した。

また、「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」（山口県子どもソーシャルワーク研究会：開発）を活用し、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応をケアワーカー間で共有を図った。

第三者委員との食事会を開催し、第三者委員の方と顔見知りとなり相談がしやすくなるようにした。

こども会議を開催し、生活の約束の食事についての変更を行った。

10. 事故対応

1月に交通事故が発生し、子どもが入院するケースがあった。当番者は速やかにホーム長に連絡し、指示を受け、対応にあたった。事故後、早急に事故報告書を作成し、必要関係機関に送った。

11. ヒヤリハット

1年間で7件のヒヤリハットがあった。翌月の職員会議で共有と対応策について検討し、再発防止と注意喚起を図った。

12. 機関連携

スマホケータイ安全教室についてはスケジュール調整ができず、実施できなかった。性教育についてはその都度必要に応じて、個別に話をした。7月に一時保護児童が無断外泊した際には大竹警察署だけではなく廿日市警察署とも連携した。

各児童相談所の担当CWと密に連絡を取り、定期的に子どもと面接を行ってもらった。また、職員会議に参加してもらい、家族の状況報告、その子の近況の詳細を報告し合い、子どもの今後の支援の検討を行った。

ボランティアの受け入れができなかったので、来年度、受け入れ方も含めて検討が必要である。

13. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に行った。また、外部への情報発信時には子どもの情報を載せる本人、保護者から同意を得た上で行い、特定できないように配慮した。

14. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努めた。

玄関に苦情解決責任者、苦情解決担当者、第3者委員の顔写真が描かれたチラシを掲示し、子どもたちにも仕組みについて説明をした。1月に第三者委員の方との食事会を開催し、第三者委員の説明を行い、顔見知りとなることができた。

11月に子どもから苦情があがった際には子どもが自分で苦情解決責任者と担当児童相談所に苦情を入れ、担当CWと連携し解決することができた。

1月に地域から苦情があがった際には速やかに対応し、子どもと謝罪に行くことができた。

15. 職員研修

全国自立援助ホーム協議会が主催する研修を中心に研修に参加し職員教育を図った。

また、8月は法人内研修に参加し、知識と技術の向上を図った。

毎月1回、ケースワーカーに子どもとのかかわりで気になったことや未消化となったかかわりなどを「かかわりの記録」として提出してもらい、その際の自らの行動や感情を振り返りとホーム長からスーパーバイズを受けるという取り組みを行った。

16. 会議

月2回は全ケアワーカーが集まり職員会議を行い、子どもの状況把握とケアのあり方やホーム運営全般の検討を行った。こども会議を開催し、生活の約束の食事についての変更を行った。

17. 防災訓練

8月に消防避難訓練を実施し、火災が起こった時の連絡、避難の確認を行った。また、大竹消防署立ち合いの元、子どもと一緒に消化器での消火訓練を実施した。

18. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力し、ホームの美化に取り組むことができた。子どもより、部屋の仕切りが欲しいと要望があった際には早急に対応し、間仕切りを購入した。

19. 住民理解

地域行事があった際には、子どもと参加するように努めた。また1月に苦情があった際には早急に謝罪に行き、問題解決を図った。

20. 人材確保

SNS、ハローワークや求人情報誌等で募集し、面接を経た後、ホームでの宿泊研修を行い、人材確保をした。